

## 平成24年度第2回神奈川県サービス管理責任者補足研修（相談支援従事者 初任者研修講義部分の一部）実施要領

### 1 目的

障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者等において、サービス管理責任者の業務に従事する者を対象として、障害者等の意向に基づく地域生活を実現するために必要な保健、医療、福祉、就労、教育などのサービスの総合的かつ適切な利用支援等の援助技術を習得し、資質の向上を図ることを目的とします。

### 2 実施主体

神奈川県

### 3 研修の対象者

障害者自立支援法に基づく、次に掲げる障害福祉サービスのいずれかを実施又は実施する予定である県内の指定障害福祉サービス事業者等において、サービス管理責任者として配置されている又は配置される予定の者

療養介護、生活介護、共同生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）、共同生活援助

※ 今回の研修は今年度中に補足研修を修了しなければ、事業所にサービス管理責任者が不在となる事業所を主な対象としています。次年度の受講で間に合う方は、できるだけ次年度に受講してください。なお、次年度のサービス管理責任者補足研修は、平成25年7月頃を予定しています。

※ 児童発達支援管理責任者として従事する予定の者については、3年間の経過措置期間が定められていることから、平成25年度及び平成26年度の研修を受講してください。

### 4 日程

	月日	時間	場所
1日目	平成25年1月15日(火)	9:30~16:55	神奈川県総合医療会館
2日目	平成25年1月16日(水)	9:30~16:50	神奈川県総合医療会館

※ 2日間とも受講する必要があります。

※ 2日目の講義終了後、研修終了者に受講証明書を交付します。

### 5 募集定員 150名

### 6 申込方法

(1) 申込様式 別紙様式

※ ウェブサイト「障害福祉情報サービスかながわ（URL：<http://www.rakuraku.or.jp/shienhi/>）」の「書式ライブラリ」→「1. 神奈川県からのお知らせ」→「6 サービス管理責任者研修のお知らせ」に掲載します。

(2) 送付方法 郵送

※ ファクシミリ、電子メール及び電話による申込みはできません。

(3) 申込期間 平成24年11月30日(金)～平成24年12月11日(火)（当日消印有効）

- (4) 送付先 〒243-0014  
厚木市旭町1-9-7 旭町三紫ビル302  
特定非営利活動法人かながわ障がいケアマネジメント従事者ネットワーク  
研修事務局 中村 相馬  
※お手数ですが、封筒表面余白に「サービス管理責任者補足研修申込書在中」と記載願います。

## 7 受講者の決定

受講者は、申込みの内容を審査の上で決定し、各所属長あてに通知します。なお、申込者数が募集定員を超過した場合は、優先度を勘案し、次回に受講を延期していただくなど、人数を調整することがあります。

※受講決定予定日 平成24年12月17日（月）

## 8 受講証明書

研修を修了した方には、研修2日目の講義終了後、会場にて受講証明書を交付します。

※ 受講生本人の確認を行うため、必ず受講決定通知を持参してください。

※ 交付手続きに時間がかかる場合があります。

## 9 受講料

無料。ただし、会場までの交通費については申込者における負担とします。

## 10 留意事項

- (1) サービス管理責任者研修（児童発達支援管理責任者に係る研修を含む分野別の研修）の受講は、別途必要となります。
- (2) 平成18年度以降の相談支援従事者初任者研修を修了された方は、この研修を受講する必要はありません。
- (3) その他、本研修の受講要否については、参考資料3「サービス管理責任者補足研修に係るQ&A」を参照してください。

## 11 問い合わせ先

(本研修の手続き等に関する問い合わせ先)

特定非営利活動法人かながわ障がいケアマネジメント従事者ネットワーク  
〒243-0014 厚木市旭町1-9-7 旭町三紫ビル302  
電話 046(220)5380  
ファクシミリ 046(220)5381  
研修事務局 中村 相馬

(資格要件や制度に関する問い合わせ先)

神奈川県保健福祉局福祉・次世代育成部障害サービス課  
〒231-8588 横浜市中区日本大通1  
電話 045(210)4732・4717  
ファクシミリ 045(201)2051  
事業支援グループ 為田

平成24年度神奈川県サービス管理責任者補足研修受講申込書

次の者を受講者として推薦します。

平成 年 月 日

神奈川県保健福祉局福祉・次世代育成部障害サービス課長 殿

法人等の名称

代表者職・氏名



<受講対象者>

サービス管理責任者 従事状況	現に障害福祉サービス事業所の「サービス管理責任者」として従事している				
	平成25年9月までにサービス管理責任者として従事する予定がある				
事業所内優先順位	←同一所属で複数人数を推薦する場合、優先順位を記載してください。				
フリガナ					
受講者氏名					
生年月日	昭和・平成 年 月 日				
所属	法人名 又は市町村名				
	サービス管理責任者として従事する事業所名				
	事業所のサービス種類				
	事業所の指定(予定)年月	平成 年 月			
	事業所所在地	〒 -			
	受講通知送付先	〒 -			
	連絡先電話番号				
ファクシミリ番号					
	車椅子の使用の有無		介助犬の同伴の有無		点字教材
	拡大文字資料		手話通訳者		要約筆記者
	身障者用駐車場		その他 ( )		

<会場案内図>

神奈川県総合医療会館 7階講堂（横浜市中区富士見町3-1）

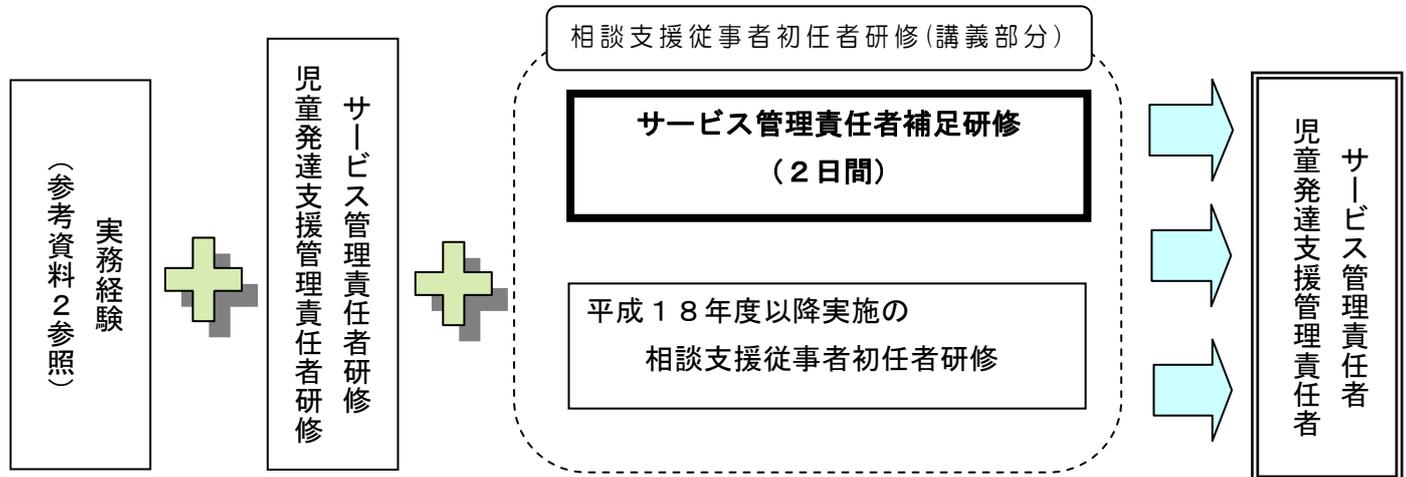


交通：横浜市営地下鉄「伊勢佐木長者町駅」4番出口 徒歩2分  
又は JR 「関内駅」南口 徒歩10分

# サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の要件について

参考資料 1

- サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者として従事するには、厚生労働省の定める実務経験と研修の修了が必要です(実施要領<留意事項>参照)。



## <経過措置について>

### 1 サービス管理責任者

【平成24年4月1日以降の新規指定の事業所】

事業開始後1年間は、サービス管理責任者の研修修了の要件を満たしているものとみなす。なお、多機能型事業所等については、事業開始後1年間に当該事業所等において提供されるいずれかの障害福祉サービスのサービス管理責任者の研修を修了している場合は、事業開始後3年間は、すべての障害福祉サービスの研修修了の要件を満たしているものとみなす。

【平成24年3月末に指定されている事業所】

平成25年3月31日までは、サービス管理責任者の研修修了の要件を満たしているものとみなす。なお、多機能型事業所、特定基準該当障害福祉サービス事業所、複数の昼間実施サービスを行う障害者支援施設（以下「多機能型事業所等」という。）については、平成25年3月31日までの間に当該事業所等において提供されるいずれかの障害福祉サービスのサービス管理責任者の研修を修了している場合は、平成27年3月31日までの間は、すべての障害福祉サービスの研修修了の要件を満たしているものとみなす。

### 2 児童発達支援管理責任者

児童発達支援管理責任者は、障害児支援に関する専門的な知識・経験があつて、個別支援計画の作成・評価などの知見・技術があることが必要と考えていることから、障害者自立支援法のサービス管理責任者の要件と同じく、一定の実務経験と児童発達支援管理責任者研修及び相談支援従事者初任者研修（講義部分）の修了を要件とする。

ただし、施行後直ちに、研修を修了した者を確保することが困難な場合があるので、施行後3年間（平成27年3月31日までを予定）においては、実務経験を有する者のうち、児童発達支援管理責任者研修及び相談支援従事者初任者研修（講義部分）を修了していなくても、この3年間で研修を修了することを条件として、児童発達支援管理責任者の業務を行うことができる経過措置を講ずる。また、過去にサービス管理責任者研修（児童分野）を修了している者については、児童発達支援管理責任者研修を修了しているものとみなす。

サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の要件となる実務経験の範囲と必要経験年数

参考資料 2

内は、別に神奈川県として実務経験に含める業務の範囲

業務の種類	業務の範囲	必要経験年数
① 相談支援業務	ア 相談支援事業に従事する者 地域生活支援事業 障害児相談支援事業 身体障害者相談支援事業 知的障害者相談支援事業	5年以上
	イ 相談機関等において相談支援業務に従事する者 児童相談所 身体障害者更生相談所 精神障害者社会復帰施設 知的障害者更生相談所 福祉事務所 発達障害者支援センター ・保健所 ・市町村役場	
	ウ 施設等において相談支援業務に従事する者 障害者支援施設 障害児入所施設 老人福祉施設 精神保健福祉センター 救護施設及び更生施設 介護老人保健施設 地域包括支援センター	
	エ 就労支援に関する相談支援の業務に従事する者 障害者職業センター 障害者就業・生活支援センター	
	オ 特別支援教育における進路指導・教育相談の業務に従事する者 盲学校 聾学校 養護学校	
	カ 医療機関において相談支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者 (1) 社会福祉主事任用資格を有する者 (2) 相談支援従事者研修修了者 (3) 国家資格等※1を有する者 (4) 上記アからオに掲げる業務に1年間以上従事した者	
	キ その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者 ・身体障害者療護施設、身体障害者福祉ホーム、身体障害者授産施設、身体障害者福祉センター ・知的障害者授産施設、知的障害者通勤寮、知的障害者福祉ホーム ・知的障害児施設、第一種自閉症児施設、第二種自閉症児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設(入所、通所)、肢体不自由児療護施設、重症心身障害児施設、指定医療機関(肢体不自由児、重症心身障害児) ・知的障害者地域生活援助、精神障害者地域生活援助 ・地域就労援助センター ・市町村から補助または委託を受けている作業所等 ・小学校、中学校の特別支援学級のいずれかにおいて主に相談支援の業務に従事した者	

業務の種類	業務の範囲	必要経験年数
② 直接支援業務	ア 施設及び医療機関等において介護業務に従事する者 障害者支援施設 ・身体障害者更生施設 ・身体障害者療護施設 ・身体障害者福祉ホーム ・身体障害者授産施設 ・身体障害者福祉センター ・精神障害者社会復帰施設 ・知的障害者デイサービスセンター ・知的障害者更生施設 ・知的障害者授産施設 ・知的障害者通勤寮 ・知的障害者福祉ホーム 障害児入所施設 老人福祉施設 介護老人保健施設 療養病床 障害福祉サービス事業 障害児通所支援事業 老人居宅介護等事業 保険医療機関 保険薬局 訪問看護事業所	10年以上
	イ 障害者雇用事業所において就業支援の業務に従事する者 特例子会社 重度障害者多数雇用事業所	
	ウ 盲学校・聾学校・養護学校における職業教育の業務に従事する者 盲学校 聾学校 養護学校	
	エ その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者 ・改正前の身体障害者居宅介護、知的障害者居宅介護、児童居宅介護、精神障害者居宅介護、身体障害者デイサービス、児童デイサービス ・知的障害児施設、第一種自閉症児施設、第二種自閉症児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設(入所、通所)、肢体不自由児療護施設、重症心身障害児施設、指定医療機関(肢体不自由児、重症心身障害児) ・知的障害者地域生活援助、精神障害者地域生活援助 ・市町村から補助または委託を受けている作業所等 ・小学校、中学校の特別支援学級のいずれかにおいて主に直接支援業務に従事した者	

業務の種類	業務の範囲	必要経験年数
③ 有資格者等	ア 上記②の直接支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者 (1) 社会福祉主事任用資格を有する者 (2) 訪問介護員2級以上に相当する研修を修了した者 (3) 保育士 (4) 児童指導員任用資格者 (5) 精神障害者社会復帰指導員任用資格者	5年以上
	イ 上記①の相談支援業務及び②の直接支援業務に従事する者で、国家資格等※1による業務に5年以上従事している者	3年以上

※1 国家資格等とは、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士、精神保健福祉士のことをいう。

注)ここで、1年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が1年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が1年あたり180日以上であることをいうものとする。例えば、5年以上の実務経験であれば、業務に従事した期間が5年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が900日以上であることをいう。

(サービス管理責任者補足研修と相談支援従事者初任者研修)

問1 「サービス管理責任者補足研修」と「相談支援従事者初任者研修」とは、どのような関係にあるか。

(答) サービス管理責任者補足研修は、相談支援従事者初任者研修7日間のうちの講義部分(一部)と同じカリキュラムとなっており、サービス管理責任者補足研修と相談支援従事者初任者研修の2つの研修を合同で実施しています。したがって、相談支援従事者初任者研修を修了している方は、サービス管理責任者補足研修を受講する必要はありません。

(受講の要否)

問2 サービス管理責任者補足研修を受講する必要がない場合はあるか。

(答) (1) 次の研修を受講済みの方又は修了している方は、サービス管理責任者補足研修を受講する必要はありません。

ア 既に「サービス管理責任者補足研修」を受講済みの方

イ 平成17年度までの「障害者ケアマネジメント研修」と平成18年度以降の「相談支援従事者研修(追加研修)」の2つの研修を受講済みの方(ただし、平成17年度までの「障害者ケアマネジメント研修」のみ受講済みの方は、「サービス管理責任者補足研修」を受講する必要があります。)

※「障害者ケアマネジメント研修」とは?

- ・神奈川県障害者ケアマネジメント従事者養成研修
- ・横浜市「ケアマネジメント」(応用コース)研修会
- ・川崎市障害者ケアマネジメント従事者養成研修
- ・神奈川県立保健福祉大学実践教育センター「障害児者支援課程」(平成16年度・平成17年度修了者のみ)

ウ 平成18年度以降に「神奈川県相談支援従事者初任者研修(補足研修)」を受講済みの方

エ 平成18年度以降に、「神奈川県相談支援従事者初任者研修」(県の委託により横浜市及び川崎市が実施する研修を含む。)及び神奈川県立保健福祉大学実践教育センターが実施する「障害児者支援課程」を修了している方

オ 国、他の都道府県等が実施する、上記ア～エに相当する研修を受講済みの方又は修了している方

次の研修を受講(修了)されている方は、サービス管理責任者補足研修の受講は不要です。

H17年度までの  
障害者ケアマネジメント研修



相談支援従事者研修(追加研修)  
(～H19年度)(1日)

相談支援従事者研修(補足研修)(～H19年度)(2日間)

サービス管理責任者補足研修(H20年度～)(2日間)

相談支援従事者初任者研修(横浜市、川崎市実施分含む。)(H18年度～)(7日間)

神奈川県立保健福祉大学実践教育センター障害児者支援課程(H18年度～)

(2) 次の方の受講申込みは御遠慮ください。

- ア サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者を配置する必要のない事業所の方  
(居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護等)
- イ サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者を配置する必要がある事業所の職員ではあるが、サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者として配置される予定のない方
- ウ サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者の要件である実務経験を満たす時期が相当先になる方

#### (事業開始前の受講)

問3 障害者自立支援法及び児童福祉法に基づく事業所等の指定を受けていない所属の職員がサービス管理責任者補足研修を受講することはできるか。

(答) 現在指定を受けていない所属等が今後事業所指定を受けるため、必要な準備を行っている事業を実施する予定の方でも、当該研修を受講することは可能です。ただし、定員を上回る受講申込みがあった場合、受講者の決定に当たっては、既に指定を受けて事業を実施している事業所の方を優先することとなります。

#### (多機能型事業所のサービス管理責任者の配置)

問4 多機能型事業所(生活介護・就労移行支援)の職員であって、昨年度、「サービス管理責任者補足研修」と介護分野の「サービス管理責任者研修」(3日間)を受講している場合、今後、他の研修を受ける必要があるか。

(答) サービス管理責任者補足研修については、既に昨年度までに受講していれば、受講する必要はありません。

問いの場合、サービス管理責任者研修(3日間)については、既に修了している「介護」分野の研修の他に、事業開始後3年以内に「就労」分野のサービス管理責任者研修(3日間)を受講する必要があります。

#### (経過措置)

問5 昨年度までにサービス管理責任者補足研修を受講していないが、今年度、必ず受講しなければいけないか。

(答) 平成25年3月31日までは、経過措置期間として、サービス管理責任者の実務経験の要件を満たしていれば、サービス管理責任者補足研修(2日間)及びサービス管理責任者研修(3日間)が未修であっても、サービス管理責任者の要件を満たしているものとしてみなされていますが、平成25年度以降は各研修を修了している必要があるため、今年度に研修を受講していただく必要があります。詳しくは、**参考資料4**をご確認ください。

#### (サービス管理責任者補足研修とサービス管理責任者研修の受講順)

問6 サービス管理責任者補足研修(2日間)とサービス管理責任者研修(3日間)を受講する順番は決まっているか。

(答) どちらを先に受講しても差し支えありません。昨年度、サービス管理責任者研修(3日間)を受講済みの方で、昨年度までにサービス管理責任者補足研修を受講していない方は、今年度、サービス管理責任者補足研修を受講する必要があります。

今後、新たに事業を開始する予定の事業所の皆様へ  
サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の経過措置について

サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者には、次のとおり、経過措置が設けられています。

<経過措置について>

1 サービス管理責任者

平成24年4月1日以降の新規指定の事業所においては、事業開始後1年間は、規定の実務経験を有する者については、サービス管理責任者の研修修了の要件を満たしているものとみなす。

なお、多機能型事業所等については、事業開始後1年間に当該事業所等において提供されるいずれかの障害福祉サービスのサービス管理責任者の研修を修了している場合は、事業開始後3年間は、すべての障害福祉サービスの研修修了の要件を満たしているものとみなす。

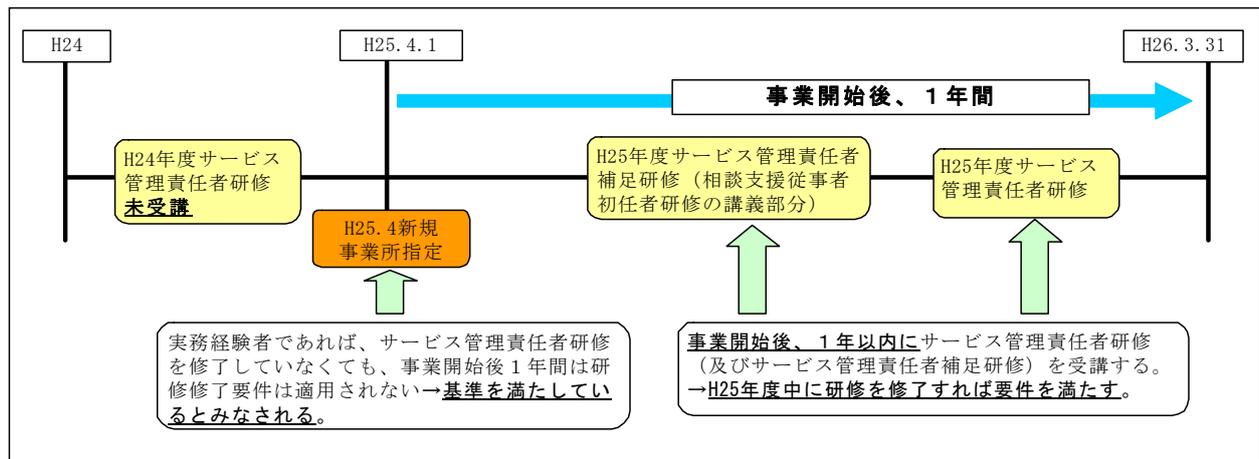
2 児童発達支援管理責任者

改正児童福祉法施行後3年間（平成27年3月31日まで）においては、規定の実務経験を有する者のうち、児童発達支援管理責任者研修及び相談支援従事者初任者研修（講義部分）を修了していなくても、この3年間で研修を修了することを条件として、児童発達支援管理責任者の業務を行うことができるものとする。また、過去にサービス管理責任者研修（児童分野）を修了している者については、児童発達支援管理責任者研修を修了しているものとみなす。

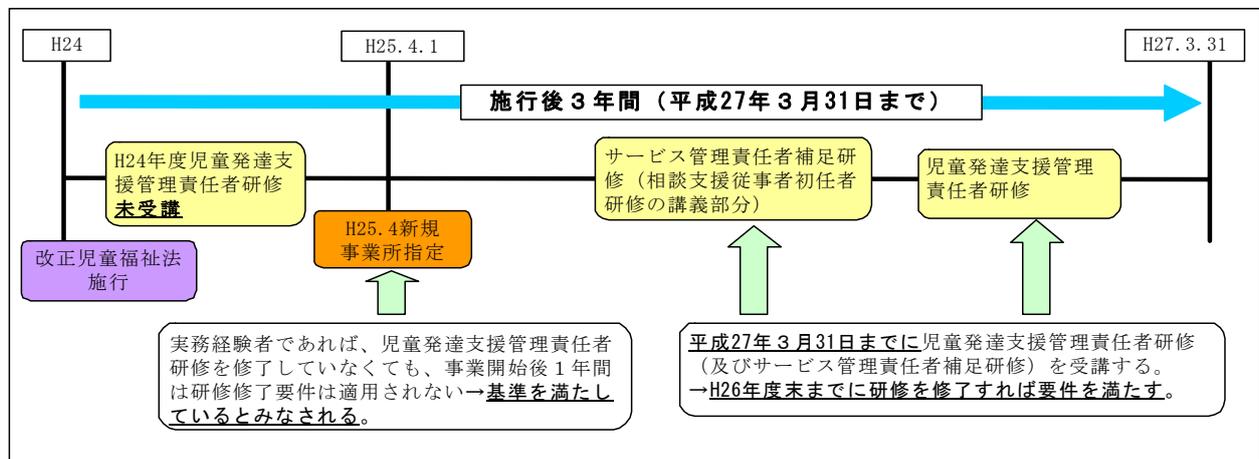
今後、新規で事業所を開設する予定の法人で、平成24年度のサービス管理責任者研修又は児童発達支援管理責任者研修を受講できない場合であっても、実務経験を満たしている者をサービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者として配置すれば、新規指定申請の際に、研修を修了しているものとみなされます。

ただし、サービス管理責任者は事業開始後1年以内、児童発達支援管理責任者は平成27年3月31日までに研修を受講し、修了しなければ、以後はサービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者の要件を満たさないこととなるため、サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者が不在となり、減算の対象となりますので、ご注意ください。

例1 平成25年4月に就労継続支援B型の事業所を開設する場合



例2 平成25年4月に放課後等デイサービスの事業所を開設する場合



問い合わせ先

事業支援グループ

TEL 045-210-4732(直)

FAX 045-201-2051